

## 埼玉県議会議員

# 山根ふみ子県政レポート



【発行】埼玉民主フォーラム川越支部 川越市古市場 427-1 TEL 049-257-6682 FAX 049-257-6683

### 令和2年度4月臨時会

令和2年4月30日（木）に開かれた埼玉県議会臨時議会において、新型コロナウイルス対策の関連で補正予算案が提出され全会一致で可決承認されました。今回の補正予算は国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を踏まえ、早急に対応すべき対策に要する経費を計上するものです。

一般会計の補正予算額 **511億781万円** 既定予算との累計額 **2兆125億4245万3千円**

【中小企業・個人事業主等への支援】 121億円（企業支援20～30万円/社 組合支援500万円/組合）

緊急事態措置が出された4月8日（水）～5月6日（水）まで期間で7割以上休業した事業者へ20万円または、30万円の給付金が支給されるというもの。

また、顧客減少や感染予防防止などに優れた取組を行う組合（業種別組合）を支援するもの。

○申請方法…原則 電子申請（電子申請ができない場合のみ郵送申請可）

電子申請入口(電子申請へのリンクは、令和2年5月7日（木）9時に公開予定です。)

○申請受付期間…令和2年5月7日(木曜日)から令和2年6月15日(月曜日)まで

✓令和2年6月15日(月曜日)23時59分までに送信を完了してください。(電子申請)

✓令和2年6月15日(月曜日)の消印有効（郵送申請）

○休業の考え方

※ 休業日として取り扱う基準↓

番号	項目	日数換算
1	新型コロナウイルスの影響による臨時休業日	1.0日
2	新型コロナウイルスの影響以外による臨時休業日・定休日（*）	1.0日
3	売上げがなかった日	1.0日
4	営業時間短縮	0.5日
5	店内営業の休止（デリバリー・テイクアウトのみの営業）	0.5日

\* 令和2年4月17日(金曜日)以前に定休日などの休業日が0日又は1日の場合は、2日休業したものとし、休業日数に加算する。

記者発表資料から↓

例①定休日が3日間。店舗内飲食を休止しテイクアウトアウト・デリバリーにしたのが14日間。休業したのが10日間。  
定休日3日+テイクアウト・デリバリー7日+休業10日=20日 テイクアウト、デリバリーに変更した場合0.5日休業として計算ができる

例②定休日無し。輸入がストップして営業するも売上げがない10日。休業10日。  
定休日0日+売上げがない10日+休業10日=20日 営業していても売上げがなければ1日休業として計算できる。

執行部と山根のやり取りから抜粋↓

例①店閉めているが、従業員が何人か出勤し作業している。作業に必要な素材を自社で購入するためレジ売り上げにその分あがってしまっている場合、カウントされるのか。  
→ 店を閉めているのであれば、休業と扱います。

例②一つの会社が複数店舗経営している場合、例えば3店舗経営していてその内2店舗休業していた時2店舗分もらえるのか。また、一人の事業主が複数の会社を営んでおり、各会社休業している場合、各会社の数だけもらえるのか  
→ そのとおり。

例③設立したばかりの会社でも適応可能なのか  
→ 以前から営業実態がある事業所を想定しています。形式的に、日付はクリアしますが、営業実態が1日もない場合は対象外と考えます。

例④4月は全く仕事をしていないが業務の特性上、以前に行った仕事の収益が4月に入ってる場合休業とみなされるのか  
→ 仕事をしていないのであれば、休業と扱います。

○証明方法について（申請書類として必要になります。）

埼玉県ホームページより↓

- ・令和2年4月8日から令和2年5月6日までの間の休業等の状況が分かる書類  
例) ホームページの告知や店頭ポスター、チラシなど対外的にその事実を周知していることが分かる写真 など
- ・令和2年4月8日から令和2年5月6日までの間の売上げがない日が分かる書類(該当する場合のみ)  
例) 売上帳簿、事業収入額を示した帳簿 など

執行部と山根とのやり取りから抜粋↓

例①SNSのやり方もHPのやり方も知らないで休業の証は大家さんしかない場合  
→ 対外的に休業の事実を周知しているものを想定しています。何もない（例えば、のれんを出さないなど）場合は、売上帳簿の写しを提出してもらい、売上げがないことを確認します。

例②証明はどのように確認するのか。帳簿等の確認はするのか。できるだけ広く受けてもらいたいとは思いますが助成金を受け取るために、あとからSNSで告知したり帳簿をいじったりということも考えられる。どのように対応されるのか  
→ 一般的には、ホームページ告知や店頭での看板、張り紙などを想定しています。これらで、休業期間などが不明の場合、売上帳簿の提出を求めます。真正な申告が行われる前提で申請を受け付け、審査後支給しますが、後に、  
✓虚偽申告等が疑われる場合、検査、確認を行い、虚偽等が発覚した場合は、返還を求めることに加え、支給から返還までの日数に応じ、年10.95%の割合で加算した延滞金の納付を求めます。

○その他にも様々なケースが想定されます。「対象外だ」とすぐに判断せず気になる方、心配の方は一度ご相談ください。

問い合わせ先：埼玉県中小企業等支援相談窓口 受付時間：平日・休日ともに9時00分～18時00分

電話番号：0570-000-678（ナビダイヤル） 又は 048-830-8291

## 【中小企業に対する資金繰り支援】52億7,787万4千円

新しく融資制度（新型コロナウイルス感染症対応資金）が創設されました。資金は国庫から創出され、制度としては県のものとして実施されます。また、すでに実施されている融資制度（経営安定資金・経営あんしん資金）についても据え置き期間、融資枠が拡充されました。

### ■県制度融資の融資枠を拡大

(3,600億円→8,000億円)

### ■無利子（当初3年間）、

無保証料制度融資（新型コロナウイルス感染症対応資金）を新創設

■無利子期間の利子補給等に係る債務負担行為の設定（つまり年度がまたがっても利子を補填するためなどに使える予算を確保）

中小企業に対する資金繰り支援				
制度融資枠の大幅拡大 3,600億円 ⇒ 8,000億円 (+4,400億円) 過去最大規模				
資金名称	新型コロナウイルス感染症対応資金 <b>新設</b>	経営安定資金		経営あんしん資金※
		災害復旧	特定業種	
対象者	売上高▲15% (▲5%も一部対象)	売上高▲15%	売上高▲5%	売上高減少 (見込も可)
利率	当初3年間0% (3年経過後1.4%又は1.5%)	0.5%	0.6%	0.8%
保証料率	0%	0.8%	0.68%	0.45~1.64%
融資限度額	3,000万円	1億6,000万円	1億円	1億円
融資期間等	10年以内(据置5年以内)	10年以内(据置3→5年以内) <b>拡充</b>		
融資枠	5,000億円	500億円	600→1,000億円	

以下、執行部と山根とのやり取りから抜粋

### ○新型コロナウイルス感染症対応資金

#### ① 「▲5%も一部対象」とは。

→売上高等の減少が5%以上15%未満の場合、小規模個人事業主はゼロ金利、保証料ゼロ  
その他の個人事業主と法人については利率1.5%以内、保証料率は0.425%となります。

#### ② 借換について

→新型コロナウイルス感染症関連として **✓セーフティネット保証の認定を受けた借入については借換可能**

#### ③ 据置期間について（他の融資制度で期間いっぱいまで取れたところは少ないと聞く。延ばしたところでマックス取れることは少ないのでは。）

→据置期間については、金融機関及び信用保証協会の審査の過程で決まる。

一般的には、据置期間中の追加融資は困難であること、据置期間経過後の返済負担は増加することなどから、事業者の経営状況を確認の上、慎重な判断が行われていると聞いている。

金融課としては、返済負担の緩和、条件変更への柔軟な対応等について随時、金融機関等に要請を行っている。

#### ④ 保証料率は実質0%とは、手続きなども無く0%なのか。

→保証料ゼロに要する費用は国が全国信用保証協会連合会を通じて県の信用保証協会に補助することになっており、**✓特別な手続きは不要となる。**

### ○経営安定資金・経営あんしん資金

#### ① 融資枠が増額に至る背景と現在までの利用状況

→経営あんしん資金は、最近1か月の売上高減少見込みでも利用が可能で、

**✓セーフティネット保証に係る市町村の認定書も不要である。そのため、中小企業への迅速な資金繰り支援を行うことができる。**  
新型コロナウイルス感染症の拡大、長期化が続く中で、県内中小企業の資金繰りは逼迫しており、経営あんしん資金に対するニーズはこれまで以上に増えるものと見込んでいる。

令和2年3月から4月20日までの保証申込金額は、約140億円となっている。

## 【飲食事業者を支援する商工団体への助成】2,081万5千円

現在、埼玉県ホームページではデリバリーやテイクアウト等を行う県内の飲食店を支援するために情報を掲載しています。更なる販路拡大活動を展開するために商工団体を通じて地域の実情に合うものになります。

#### ① 見たい情報にすぐたどりつけるように改善して欲しい。

→市町村別、ジャンル別などの検索機能を付した。

#### ② テイクアウト・デリバリーのサイトの掲載基準

→ 商工団体から掲載依頼があったサイトを掲載している。

**✓川越のサイトには、「TAKE OUTかわごえ」、「川越の身近なお店をみんなで応援しよう」を近日中に掲載予定！?**

#### ③ 商工団体に所属していない企業への周知やケアは。

→市町村に文書で協力依頼。**✓商工団体に所属していない企業であっても、県や商工団体へ問い合わせがあった事業者については、商工団体が確認の上、掲載することとしている。**

#### ④ インターネットが苦手な事業者へのケアは。

→商工団体が実施する販売用チラシのポスティングや大口消費先への直接売り込みなどの取組を支援する。

#### ⑤ 店頭販売事業者（菓子屋さんや土産屋さんなど）に対する支援。特設サイトの新設や既存事業への補助金の拡充等

→商店街の実施するソフト事業に対する既存の補助金（「地域商業・黒おび商店街応援事業補助金」）の見直しを図った。

#### ⑥ 県のSNSやコロナ関連で厚生労働省や埼玉県から流れてくる「ラインアット」に、サイトのリンクを貼るのはどうか。

→県観光公式サイト・SNS「ちょこたび埼玉」、県公式スマートフォンアプリ「まいたま」、県政広報テレビ番組「いまドッキリ埼玉」「彩の国だより5月号」などに掲載。**✓提案の「ラインアット」にリンクを貼れるよう調整する。**

## 【中小企業のテレワーク導入支援】6,072万9千円

緊急にテレワークを導入・拡充する  
県内中小企業を支援するもの

#### ① 評価基準にいて

→新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急にテレワークの導入に取り組んでいただく必要がある。評価基準（達成目標）は可能な限り低くしたい。

#### ② なぜ100社だけなのか。

→早期にテレワークを導入することを支給の条件とし、速やかな支援を実現するため当面100社対象とした。

～最後に～

新型コロナウイルス感染症対応資金休業や短縮を余儀なくされている事業者の皆様、そこで働く皆様。休校による子供たちのケアや負担を抱えられている保護者の皆様、共働きの皆様方今回の議会報で何かお役立ていただければ幸いです。

また、皆様の周りに今回の施策をご活用いただける方がいらっしゃれば内容をお伝えしてください。この度は、臨時議会での新型コロナ対策関連を中心にお伝えさせていただきましたが、すでに講じている制度に関することや個別の問題など遠慮なく、いつでも何でも県議会議員山根ふみ子までご相談ください。精一杯皆様に寄り添い全力を尽くして対応させていただきます。

